



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

新型コロナウイルス感染症拡大は依然として予断を許さない状況が続いております。我が国の社会、経済に大きな影響を与えているコロナ禍にあって関係者の方々のご苦心にお見舞い申し上げたいと存じます。

さて、前回のニュースレターにおいては、技能実習生及び技能実習生を雇用している受入れ機関の方々に対する支援策等につきご紹介いたしました。その後の感染拡大を受けて出入国在留管理庁は新たな取扱い、特例等を採っており、法務省のホームページに關係する情報が掲載されております。今回は、その中でも、技能実習生の中で本邦に入国を予定されている方の取扱いにつきご紹介いたします。

ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/001323021.pdf>

## 1. 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方の入国に係る取扱い

### (1) 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、感染拡大を受け、特例として、2019年10月1日から2021年1月29日までに作成された在留資格認定証明書は、入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効なものとして取り扱われることとなります。なお、在外公館で査証（ビザ）発給申請時に、受け入れ機関が「在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受け入れが可能である」ことを記載した文書（様式任意）を提出する必要があります。（手続き詳細、入国制限が解除された国・地域等（注：7月6日の時点で入国制限が解除された国・地域等はありません）については上記ホームページの該当箇所を参照して下さい。）

### (2) 在留資格認定証明書交付申請中の方

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することになった場合、原則として受入れ機関作成の理由書のみによって審査されることとなります。

## 2. 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可（みなし再入国を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請等を行っている場合（例：技能実習生で第3号移行の申請を行っている方で第3号技能実習開始前に一時帰国されている方など）であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、本邦にある受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領が認められることとなり、これをもって、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことが可能となりました。

### 3. 再入国許可による出国中に再入国許可期限が経過した方

技能実習生等として本邦に在留していた方で、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として申請書および受入機関作成の理由書（その他、必要書類として従前の在留カードの写し）のみをもって審査されることになります。（詳細は上記ホームページの該当箇所を参照して下さい。）

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士が集まり活動している外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。所属メンバーは首都圏に在住する行政書士、社労士ですが名古屋・京都・大阪にも提携する行政書士がいます。

監理団体の担当者は、この新型コロナウイルス感染防止に腐心されておられると思います。特に地方入管に入国・在留申請関連事務のため、遠隔地に出張せざるを得ない機会も多いと思います。

ウイルス感染への心配と出張費・出張時間の負担を大幅に軽減する方法はあります。

そのために弊センターがお役に立てます。手数料も特別価格にてサービスさせていただきます。

ぜひ弊センターにご用命いただけますようご案内申し上げます。

1. 機構の計画認定申請と入管諸新申請をまとめて依頼される場合には手数料セット割が適用されます。

機構計画認定申請 3万円/一人当たり

入管諸申請 1.5万円/一人当たり

2. 機構の計画認定申請を自前で処理し、入管諸申請のみ依頼される場合。

入管諸申請 3万円/一人当たり

3. なお、上記手数料には、機構申請手数料、入管申請用印紙代が含まれています。

また、既にご案内の通り、弊センターでは、技能実習制度を支援すべく建設キャリアアップシステムへの事業者及び技能者の情報登録のインターネット代理申請を承っております。

料金は、以下の通りです。

事業者登録： 4万円（税抜）

技能者登録： 一人2万円（税抜）、4名以上の場合は一人1.5万円（税抜）

貴組合傘下の実習実施者様のなかで、建設キャリアアップシステムへの登録がまだお済みでない事業者様がおりましたら、弊センターをご紹介いただければ幸いです。

~~~~~

技能実習適正化支援センター

(Technical Intern Training Support Center)

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290

E-mail : info@titsc.org

URL : <http://www.titsc.org/>